第47期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連結持分変動計算書 連結計算書類の連結注記表 株主資本等変動計算書 計算書類の個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

日本電産株式会社

第47期定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結持分変動計算書」及び連結計算書類の「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(https://www.nidec.com/jp/)に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。なお、「連結持分変動計算書」及び連結計算書類の「連結注記表」、「株主資本変動計算書」及び計算書類の「個別注記表」は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

連結持分変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
項目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本 の構成要素	自己株式	合計	非支配持分	資本合計
2019年4月1日期首残高	87, 784	118, 314	900, 768	△64, 775	△45, 296	996, 795	22, 834	1, 019, 629
会計方針の変更			△407			△407		△407
修正再表示後の残高	87, 784	118, 314	900, 361	△64, 775	△45, 296	996, 388	22, 834	1, 019, 222
当期包括利益								
当期利益			60, 084			60, 084	1, 217	61, 301
その他の包括利益				△53, 230		△53, 230	△1, 377	△54, 607
当期包括利益合計						6, 854	△160	6, 694
資本で直接認識された所有 者との取引								
自己株式の取得					△18 , 458	△18, 458	_	△18, 458
親会社の所有者への配 当金支払額			△32, 372			△32, 372	_	△32, 372
非支配持分への配当金 支払額						_	△759	△759
株式報酬取引		132				132	_	132
利益剰余金への振替			△2, 891	2, 891		_	_	_
連結子会社株式の取得 による持分の変動		△3, 698				△3, 698	△1,771	△5, 469
その他		6	847		4	857	143	1,000
2020年3月31日期末残高	87, 784	114, 754	926, 029	△115, 114	△63, 750	949, 703	20, 287	969, 990

連結注記表

(記載金額)

百万円未満を四捨五入して表示しております。

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「NIDEC」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」)に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数

332社

主要な連結子会社の名称

タイ日本電産㈱、シンガポール日本電産㈱、日本電産(香港)有限公司、日本電産サンキョー㈱、日本電産コパル㈱、日本電産テクノモータ㈱、日本電産モータ㈱、ドイツ日本電産モーターズアンドアクチュエーターズ制

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社数

4 社

持分法適用会社の名称

フィリピン日本電産開発㈱ 他3社

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①金融商品
 - (i) 当初認識

金融資産は、NIDECが金融商品の契約上の当事者になった時点(取得日)で認識しております。ただし、営業債権及びその他の債権は発生日に当初認識しております。金融負債は、NIDECが発行した負債性金融商品については発行日、その他の金融負債はNIDECが契約の当事者になった時点(取引日)で認識しております。

金融資産及び金融負債は、当初認識時において公正価値で測定しております。金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、純損益を通じて公正価値で測定する(以下、「FVTPL」)金融資産及びFVTPLの金融負債を除き、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しております。なお、NIDECは現在、FVTPLの非デリバティブ金融負債は保有しておりません。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

(ii) 非デリバティブ金融資産

NIDECは当初認識時に、非デリバティブ金融資産を、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される(以下、「FVTOCI」)金融資産及びFVTPLの金融資産に分類しています。

償却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・NIDECのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として 保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高にかかる利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じ させる場合

FVTOCIの金融資産

(a) FVTOCIの負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産 に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている場合

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定 の日に生じる場合

FVTOCIの負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得または減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(b) FVTOCIの資本性金融資産

NIDECは当初認識時に、売買目的以外で保有する資本性金融資産に対して、公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択(撤回不能)を行う場合があります。

FVTOCIの資本性金融資産は当初認識後に公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えており、事後的に純損益に振り替えることはありません。ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益で認識しております。

FVTPLの金融資産

上記の償却原価で測定する区分の要件を満たさない金融資産のうち、FVTOCIの金融資産を除く金融資産は FVTPLの金融資産に分類されます。資本性金融資産は、NIDECが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利 益で認識するという選択(撤回不能)を行う場合を除き、FVTPLの金融資産に分類されます。

FVTPLの金融資産は当初認識後に公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

(iii) 償却原価で測定される金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産について、毎期末日に予想信用損失に対する損失評価引当金を評価して認識 しております。

期末日に、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識後に著しく増大している場合には、予測情報を含めた合理的で裏付け可能な情報を全て考慮して、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。そのような情報には、特に、以下の指標が組み込まれております。

- ・外部信用格付 (入手可能な範囲)
- ・事業状況、財務状況または経済状況の実際のまたは予想される不利な変化のうち、借手が債務を履行する 能力の著しい変化を生じさせると予想されるもの
- ・同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大

一方、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を 12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし営業債権については、上記にかかわらず常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で 測定しております。

予想信用損失または戻入れの金額は、減損損失または減損戻入として、純損益に認識しております。

(iv) 非デリバティブ金融資産の認識の中止

NIDECは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関してNIDECが創出した、またはNIDECが引き続き保有する持分については、別個の資産・負債として認識しております。

(v) 非デリバティブ金融負債の事後測定及び認識の中止

NIDECはデリバティブ以外の金融負債として、営業債務及びその他の債務、並びにその他の金融負債を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

当該金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消しまたは失効となった場合に認識を中止しております。

(vi) デリバティブ及びヘッジ会計

NIDECは、為替、金利及び商品価格の変動によるリスクを管理するために、先物為替予約、金利スワップ、通貨スワップ、商品先物契約等のデリバティブを利用しております。NIDECはデリバティブを売買目的で保有しておりません。

デリバティブ取引は公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しております。 当初認識後は公正価値で測定し、その変動は基本的に当期の純損益で認識しております。ただし、ヘッジ対象 のキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動により相殺される程度を客観的に判 定し、ヘッジの有効性があると認められる場合にはヘッジ会計を適用することもあります。

当初にデリバティブをヘッジ指定する時点において、ヘッジ取引に係るヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスクの管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法は、全て文書化しております。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を 実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

ヘッジの開始時及び継続期間中に、ヘッジ取引に利用しているデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺する上で有効性があるか否かを評価しております。ヘッジの有効性がないか、またはなくなったと判断した時点で、将来を見越してヘッジ会計を停止します。

キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は次のとおりであります。

デリバティブを、認識済み資産・負債、または当期利益に影響を与え得る発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めております。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に純損益で認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ手段と同一の項目で当期利益に振り替えられております。ただし、ヘッジ対象である予定取引が非金融資産(棚卸資産、有形固定資産など)もしくは負債の認識を生じさせるものである場合には、それまで資本に繰り延べていた利得または損失を振り替え、当該資産もしくは負債の測定額に含めております。

ヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。ヘッジ会計を中止した場合、すでにその他の包括利益で認識したキャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、予定取引が当期利益に影響を与えるまで引き続き計上しております。予定取引の発生が予想されなくなった場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、即時に純損益で認識されます。

②棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、平均法を使用しております。ただし、顧客との契約に基づくFA機器等の生産に関連する仕掛設備は個別法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

③有形固定資産並びにのれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

(i) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体、除去及び原状回復に関する初期見積費用及び資産計上の要件を満たす借入費用を含めております。

当初取得以降に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益がNIDECに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理しております。他の全ての修繕並びに維持にかかる費用は、発生時の費用として処理しております。

(ii) のれん及び無形資産

のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、企業結合からの便益を享受できると期待される資金生成単位に配分し、毎年または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は当初認識時に取得原価で測定されます。企業結合で取得した無形資産は、無形資産の定義を満たし、識別可能であり、かつ公正価値が信頼性をもって測定できる場合、のれんとは別個に識別され、取得日の公正価値で認識されます。

新しい科学的または技術的な知識や理解を得るために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用処理 しております

開発活動に対する支出については、開発費用が信頼性をもって測定でき、技術的かつ商業的に実現可能で、 将来的に経済的便益をもたらす可能性が高く、開発を完了し、それを使用または販売する意図及びそのための 十分な資源をNIDECが有している場合は資産計上を行い、それ以外は発生時に費用処理しております。

耐用年数を確定できる主な無形資産は見積耐用年数に基づき定額法で償却しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できる無形資産について、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却せず、年1回 (1月1日)の減損判定を行うほか減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で減損判定を行います。

④非金融資産の減損

NIDECは各年度において、各資産についての減損の兆候の有無の判定を行い、何らかの兆候が存在する場合または毎年減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、年次で、また、減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを行っております。

個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。

回収可能価額は、資産または資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で 算定しております。資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損 を認識し、回収可能価額まで評価減しております。

また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少または消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。

⑤引当金

NIDECは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務または推定的債務)を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

主な引当金の説明は次のとおりであります。

製品保証引当金

NIDECは、ある一定期間において、一部の製品及びサービスに対する保証を行っております。見積りは主として過去の実績額に基づいております。これらの費用のほとんどは翌年度に発生するものと見込まれます。

⑥従業員給付

(i) 短期従業員給付

短期従業員給付である賃金及び給料、社会保険料並びにその他の非貨幣性給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与については、NIDECが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的または推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(ii) 退職後給付

NIDECは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

確定給付型制度に係る資産または負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものであり、資産または負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。勤務費用及び確定給付負債(資産)の純額に係る純利息費用は純損益として認識しております。数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度に係る再測定」としてその他の包括利益に認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出が確定した時点で費用として認識しております。

⑦収益認識

NIDECは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する ステップ5:企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(i) 物品の販売

精密小型モータ、車載、家電・商業・産業用の一部、機器装置の一部、電子・光学部品の製造・販売については、物品の引き渡しが完了した時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しております。従って、当該物品の引渡時点で収益を認識しております。

(ii) 工事契約

家電・商業・産業用の一部、機器装置の一部については、工事契約が存在し、財またはサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。 当該履行義務は完全な充足に向けての進捗度を合理的に測定できることから、報告期間の末日現在の進捗度をもって収益を認識しております。

⑧外貨換算

(i) 機能通貨

NIDECグループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

(ii) 取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レート、または、それに近似する為替レートにより機能通貨に換算されます。 取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び負債の期末日の為替レートによる換算から生ずる為替差損益は、有効 なキャッシュ・フロー・ヘッジとして資本で繰延べられる場合を除き、連結損益計算書の純損益において認識 しております。

(iii) 在外営業活動体

在外子会社及び関連会社の財務諸表項目の換算については、資産及び負債を決算日の為替相場により円貨に 換算し、収益及び費用を期中平均相場により円貨に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から 生じる為替換算差額はその他の包括利益で認識しております。在外営業活動体を処分し、支配または重要な影響力を喪失する場合には、この営業活動体に関連する為替換算差額の累積金額を、処分にかかる利得または損失の一部として純損益において認識しております。

⑨消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 会計方針の変更

(リース)

IFRS		新設・改訂の概要		
IFRS第16号 リース		リースに関する会計処理の改訂		

NIDECは、第1四半期連結会計期間より、IFRS第16号「リース」を適用しております。

契約の開始時に特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判定しております。契約がリースであるかまたはリースを含んでいる場合、リース開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。使用権資産の測定においては、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、リース負債の当初測定の金額、リース開始日以前に支払ったリース料、当初直接コストを含めております。使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、リース開始日における未決済リース料の割引現在価値として当初測定しております。リース期間はリースの解約不能期間にリース期間を延長するオプション及び解約するオプションを考慮し決定しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内のリース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債を 認識せず、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

IFRS第16号の適用に当たっては、経過措置として認められている累積的影響を適用開始日における利益剰余金の期首残高の修正として認識する方法を採用しております。前連結会計年度以前に締結された契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」の下での判断を引き継いでおります。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均は3.05%です。

また、IAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類していたリースについて、経過措置として認められている以下の実務上の便法を適用しております。

- ・特性が合理的に類似したポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・残存リース期間が12ヶ月以内のリースに、使用権資産とリース負債を調整しない免除規定を適用
- ・適用開始日の使用権資産の測定から当初直接コストを除外

この結果、IFRS第16号適用時に資産及び負債が、それぞれ25,211百万円及び25,618百万円増加しております。連結財政状態計算書においては、資産は有形固定資産または無形資産に、負債は1年以内返済予定長期債務または長期債務にそれぞれ含めて表示しております。なお、営業利益及び当期利益に与える重要な影響はありません。

前連結会計年度末時点でIAS第17号を適用して開示した解約不能のオペレーティング・リース契約と、適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は次のとおりであります。

(単位:百万円)

解約不能オペレーティング・リース契約(2019年3月31日)	10, 778
前連結会計年度末現在で認識したファイナンス・リース債務	1, 120
リース負債を認識しない短期リース及び少額リース	△3, 496
解約可能オペレーティング・リース契約等	17, 216
適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識したリース負債の額	25, 618

(法人所得税の税務処理に関する不確実性)

NIDECは、当連結会計年度より、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」を適用しております。なお、当該解釈指針の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

Ⅱ.連結財政状態計算書に関する注記

1. 損失評価引当金額

 流動資産
 3,377百万円

 非流動資産
 452百万円

2. 保証債務額

契約履行保証等 6,645百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地194百万円建物264百万円機械装置1,432百万円

(2) 担保に係る債務

 1年以內返済予定長期債務
 366百万円

 長期債務
 419百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

533,726百万円

Ⅲ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

596, 284, 468株

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、発行済株式数を算定しております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月24日 取締役会	普通株式	16, 191百万円	55円	2019年3月31日	2019年6月3日
2019年10月23日 取締役会	普通株式	16, 191百万円	55円	2019年9月30日	2019年12月2日

- (注) 1. 2019年5月24日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当 社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
 - 2. 2019年10月23日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当 社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月25日 取締役会	普通株式	17,577百万円	利益剰余金	60円	2020年3月31日	2020年6月1日

- (注) 1. 上記の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。
 - 2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

NIDECは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入や 社債の発行により資金を調達しております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、財務状況等の悪化等による回 収懸念の早期把握や軽減を図っております。有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに 時価の把握を行っております。借入金の使途は主として運転資金、設備投資資金及びM&A資金であります。なお、 金利、為替及び商品価格の変動によるリスクを管理するために、デリバティブ取引を一部利用しております。

(1) 信用リスク

NIDECは、営業債権に関する債務不履行を「債務者である顧客が債務を履行せず回収が不能となること」と定義しております。そのためNIDECは、営業債権について、債務者の財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るため、与信管理規定に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

なお、NIDECでは、特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿価額となります。

(2) 流動性リスク

NIDECは、運転資金や設備投資資金の調達を、金融機関からの借入や直接金融市場からの資金調達に依存しております。金融市況の変化やその他の要因により金融機関が貸付枠、信用供与枠額や条件を圧縮した場合、NIDECの財政状態が悪化した結果、信用格付機関がNIDECの信用格付けを大幅に引下げた場合、または、経済状況の後退により投資家の意欲が減少した場合、NIDECが必要な資金を必要な時期に、希望する条件で調達できない可能性があります。

NIDECは、かかる流動性リスクに備えるため、定期的に手元流動性及び有利子負債の状況等を把握し、資金調達計画を作成しております。また、作成した計画に従って機動的な資金調達が可能となるよう、取締役会で借入枠設定の承認を行っております。

(3) 市場リスク

①為替リスク管理

NIDECの海外売上の大部分はドル・ユーロ・人民元・タイバーツ等の外貨で構成されており、円に対する各通貨の下落はNIDECの売上・営業利益・当期利益等に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、在外子会社の財務諸表の連結に際しても為替変動の影響が生じます。

これらの為替リスク管理のため、当社グループは通貨毎の金銭債権債務バランスのコントロールや売上・仕入 通貨のマリー等のナチュラルヘッジを基本としております。なお、一部取引については為替変動の影響を抑制す るため先物為替予約等を利用しております。

②金利リスク管理

NIDECは重要性のある有利子資産を有していないため、NIDECの損益及びキャッシュ・フローが市場金利に左右されることは実質的にありません。

NIDECは有利子負債を保有しており、それらの金利変動やキャッシュ・フロー増減リスクを管理するため、金利スワップ取引等を利用するとともに、金利の動きを適宜モニタリングしております。その結果、利息の支払いがNIDECに与える影響は僅少です。

③株価変動リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、評価損益を把握している他、発行体 との関係を勘案の上、保有状況を継続的に適宜見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の簿価及び公正価値の見積り額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	簿 価	見積公正価値
資産・負債 (△)		
現金及び現金同等物	206, 986	206, 986
短期投資	184	184
長期投資	26	24
短期貸付金	26	26
有価証券及びその他の投資有価証券		
FVTOCIの資本性金融資産	14, 406	14, 406
FVTOCIの負債性金融資産	73	73
長期貸付金	151	149
短期借入金	△116, 954	△116, 954
長期債務 (1年以内返済予定長期債務を含 み、リース債務及び社債を除く)	△84, 155	△84, 285
社債 (1年以内償還予定社債を含む)	△370, 675	△369, 568
デリバティブ	△7, 815	△7, 815

金融商品の公正価値の見積方法は次のとおりであります。

(1) 現金及び現金同等物、短期投資、短期貸付金、短期借入金

通常の事業において、ほとんどの現金及び現金同等物、短期投資(定期預金)、短期貸付金、短期借入金はき わめて流動性が高く、その簿価はおおむね公正価値であります。

(2) 長期投資

長期投資の公正価値は、主に業績連動型株式報酬制度に伴う信託金であり、期待される将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引いた金額で見積っております。

(3) 有価証券及びその他の投資有価証券

有価証券は主に時価のある有価証券であり、十分な取引量と頻繁な取引がある活発な市場における調整不要な市場価値で評価しております。なお、市場性のない有価証券の公正価値は、割引キャッシュ・フロー・アプローチ等を適用して算定しております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の公正価値は、期待される将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引いた金額で見積っております。

(5) 長期債務

長期債務(含1年以内返済予定長期債務、除リース債務及び社債)の公正価値は、それらと類似した負債を当社が新たに借入れる場合に適用される利子率を使って、将来の返済額を現在価値に割引いた金額で見積っております。

(6) 社債

当社が発行した社債(含1年以内償還予定社債)の公正価値は、活発でない市場における同一負債の市場価格により評価しております。

(7) デリバティブ

デリバティブは商品先物契約や先物為替予約、金利スワップ及び通貨スワップ等の金融商品であります。商品先物契約は十分な取引量と頻繁な取引がある活発な市場における調整不要な市場価値で評価しております。また、先物為替予約、金利スワップ及び通貨スワップ等は取引相手方または第三者から入手した相場価格に基づき評価しております。

なお、「営業債権及びその他の債権」、「営業債務及びその他の債務」については短期間で決済され、帳簿価額 と近似しているため、上記の表には含めておりません。

Ⅴ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分

1,621円33銭

2. 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益

102円13銭

- (注) 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分の算定及び基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益の算定に おいて、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることか ら、期末発行済株式総数及び加重平均株式数から当該株式数を控除しております。
 - 2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり情報を算定しております。

Ⅵ. 非継続事業

当社は、ワールプール社の保有するコンプレッサー事業Embraco(以下、「エンブラコ」)の買収の条件として、コンプレッサー事業(セコップ社)の売却を欧州委員会から命じられました。当社は欧州委員会からの命令に従い、セコップ社に対する実効的な支配権を経営の独立執行者(Hold Separate Manager)及び監視機関(Monitoring Trustee)へ2019年4月12日に譲渡致しました。この結果、当社はセコップ社に対する実効的な支配権を喪失したことにより、セコップ社を連結の範囲から除外し、これによる損失を連結損益計算書上、継続事業から分離し非継続事業に分類致しました。そして、当社は、2019年9月9日にセコップ社をOrlando Management AGが投資助言するESSVP IV L.P.、ESSVP IV(Structured) L.P. 及びSilenos GmbH & Co. KG(以下、総称して「ESSVP IV」)に譲渡(以下、「本取引」)致しました。なお、一部の売却コストについては、今後も発生する見込みであります。

(1) 本取引の理由

当社は、家電・商業・産業用モータ事業を戦略的に重要な事業のひとつと位置づけ、成長、強化に努めて参りました。セコップ社は家庭用・商業用冷蔵庫のコンプレッサーの開発・製造・販売を行っており、2017年のセコップ社買収によりグローバルアプライアンス部門は、売上高の飛躍的な成長機会が期待できる冷蔵庫市場に本格的に参入致しました。しかしながら、当社によるワールプールのコンプレッサー事業エンブラコの買収に関する欧州委員会の条件付承認を2019年4月12日に取得し、セコップ社を譲渡することとなりました。更に、ESSVP IVがセコップ社の適切な購入者であることについての欧州委員会からの認可取得を経て、2019年6月26日に欧州委員会よりエンブラコ買収認可を取得致しました。本取引は、当社がセコップ社を適切な購入者に売却するという、当該承認の条件に基づいて行われたものです。

(2) 譲渡した相手会社の名称及び本取引の時期

譲渡した相手会社の名称	ESSVP IV
本取引の時期	2019年9月9日

(3) 子会社の名称、事業内容及び当該子会社が含まれていたセグメントの名称

子会社の名称	セコップ社
事業内容	冷蔵庫向けコンプレッサー事業
セグメントの名称	日本電産モータ

(4) 子会社に対する持分の推移

売却前の持分比率	100%
売却した持分比率	100%
売却後の持分比率	-

(5) 非継続事業からの損益

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	42, 884	1, 143
売却目的保有資産を売却コスト控除後の公正価値で 測定したことにより認識した損失	-	△14, 167
その他の損益	△34, 942	△1,075
非継続事業からの税引前当期利益 (△損失)	7, 942	△14, 099
法人所得税費用	△1, 368	△1, 501
	△1, 500	△1, 501
売却目的保有資産を売却コスト控除後の公正価値で 測定したことにより認識した損失及び処分すること に関連する金額	_	△107
法人所得税費用合計	△1, 368	△1,608
非継続事業からの当期利益 (△損失)	6, 574	△15, 707

- (注) 1. 2019年4月12日において、セコップ社に対する実効的な支配権の喪失により、連結の範囲より除外しております。
 - 2. セコップ社の売却に関連する各種条件は当連結会計年度末日時点の情報に基づいており、最終的な売却損失額は価格調整等により今後変動する可能性があります。

(6) 売却の詳細

(単位:百万円)

売却対価	
条件付き対価の金額	11, 803
売却コスト	△1, 330
売却コスト控除後の売却対価	10, 473
売却純資産	
支配喪失日時点の純資産の金額	△27, 502
クロージングまでの変動額	2, 862
売却純資産合計	△24, 640
法人所得税費用	△107
税引後売却損	△14, 274

⁽注) セコップ社の売却に関連する各種条件は当連結会計年度末日時点の情報に基づいており、最終的な売却損失額は 価格調整等により今後変動する可能性があります。

Ⅲ. 企業結合及び支配権の喪失に関する注記

IFRS第3号「企業結合」の規定を適用しております。前連結会計年度のChaun-Choung Technology Corp.の株式取得とMS-Graessner GmbH & Co. KG及び関連グループ会社の買収により取得した資産、引き継いだ負債に関する公正価値評価が第2四半期連結会計期間に完了致しました。また、前連結会計年度のSysteme + Steuerungen GmbH及び同関連会社(現日本電産エスワイエス有限会社)の買収により取得した資産、引き継いだ負債に関する公正価値評価が第3四半期連結会計期間に完了致しました。さらに、前連結会計年度のDESCH Antriebstechnik GmbH & Co. KG及び同関連会社の買収により取得した資産、引き継いだ負債に関する公正価値評価が第4四半期連結会計期間に完了致しました。これにより前連結会計年度の連結計算書類については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。その他、当連結会計年度の買収により取得した資産、引き継いだ負債のうち、現在評価中の資産、負債については、当連結会計年度末日時点の予備的見積りに基づいております。

また、当社は、エンブラコの買収の条件として、コンプレッサー事業(セコップ社)の売却を欧州委員会から命じられました。当社は欧州委員会からの命令に従い、セコップ社に対する実効的な支配権を経営の独立執行者(Hold Separate Manager)及び監視機関(Monitoring Trustee)へ2019年4月に譲渡致しました。この結果、当社はセコップ社に対する実効的な支配権を喪失したことにより、セコップ社を連結の範囲から除外し、これによる損失を連結損益計算書上、継続事業から分離し非継続事業に分類致しました。なお、当社は2019年9月にセコップ社の株式譲渡を完了し、当連結会計年度に「非継続事業からの当期損失」15,707百万円を計上致しました。当連結会計年度において支配権の喪失に伴って認識した売却損失額は14,167百万円であり、連結損益計算書上、「非継続事業からの当期損失」に含めて計上されております。

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

		株		主	資		本	
	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
項目	資 本 金	次士	その他	표II **	その他利	益剰余金	自己株式	株主資本合計
	, A. II.	資 本準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金		合計
当 期 首 残 高	87, 784	92, 005	55, 925	721	57, 650	58, 320	△45, 296	307, 109
当 期 変 動 額								
剰余金の配当						△32, 381		△32, 381
当 期 純 利 益						31, 027		31, 027
自己株式の取得							△18, 458	△18, 458
自己株式の処分							4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△1, 354	△18, 454	△19,808
当 期 末 残 高	87, 784	92, 005	55, 925	721	57, 650	56, 966	△63, 750	287, 301

	評価・換	算差額等		
項目	そ有価証価金 種類 額	土 地 価 差 額 金	純 資 産 計	
当 期 首 残 高	3, 089	△331	309, 867	
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			△32, 381	
当 期 純 利 益			31, 027	
自己株式の取得			△18, 458	
自己株式の処分			4	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1, 171		△1, 171	
当期変動額合計	△1, 171	_	△20, 979	
当 期 末 残 高	1, 918	△331	288, 888	

個別注記表

(記載金額)

百万円未満を四捨五入して表示しております。

I. 重要な会計方針

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3~50年

機械及び装置 2~9年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事 業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金または前払年金費用として計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) に よる定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による按分額 を費用処理しております。

- 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 繰延資産の処理方法

支払時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において特別損失の「固定資産処分損」に含めていました「減損損失」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権141,064百万円長期金銭債権67,341百万円短期金銭債務178,072百万円長期金銭債務75百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

25,749百万円

3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の 再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,528百万円

4. 退職給付引当金と相殺及び前払年金費用に加算されている退職給付信託における年金資産額

297百万円

1百万円

5. 貸出コミットメント

子会社とグループCMS (キャッシュマネジメントシステム)等に係る基本約定等を締結し、貸付限度枠を設定しております。これらの契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

貸付限度額の総額 268,850百万円 貸付実行残高 146,962百万円

差引貸付未実行残高 121,888百万円

6. 偶発債務

次の子会社の借入債務等に対して、債務保証を行っております。

NIDEC GPM Hungary LLC611百万円日本電産ヨーロッパ㈱146百万円インド日本電産81百万円ブラジル日本電産モビリティ(㈱20百万円

Nidec Elevator (Qingdao) Co. Ltd.

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高158, 243百万円仕入高133, 859百万円販売費及び一般管理費19, 855百万円営業取引以外の取引46, 567百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末	
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数	
普通株式	3, 848, 312	1, 417, 205	250	5, 265, 267	

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,417,205株は、取締役会決議による取得1,415,200株、単元未満株式の買取りによる取得2,005株であります。
 - 2. 普通株式の自己株式数の減少250株は役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託による売却250株であります。
 - 3. 当事業年度末株式数には役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式81,250株が含まれております。
 - 4. 2020年4月1日付で実施した株式分割前の当事業年度末における情報を記載しております。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	921百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	598百万円
棚卸資産評価減	138百万円
未払費用計上否認	275百万円
減価償却超過額	318百万円
投資有価証券減損処理	23百万円
子会社株式・出資金評価損	4,022百万円
外国税額控除	6,820百万円
繰越欠損金	874百万円
その他	82百万円
繰延税金資産 小計	14,071百万円
評価性引当額	△12,286百万円
繰延税金資産 計	1,785百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	842百万円
前払年金費用	134百万円
繰延税金負債 計	976百万円
INVENUE YOR HI	3101311

繰延税金資産の純額 809百万円

(注) 2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)においてグループ通算制度が創設されております。当社は従来より連結納税制度を採用しておりますが、企業会計基準委員会の実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の運用に関する取り扱い」に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づき計算しております。

WI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	(注1) 公益財団法人 永守財団	被所有 直接 0.3%	間接業務の受託	(注2) 業務受託収入	12	未収入金	0
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	(注3) 合同会社 グリーン興産	当社役員永守重 信が100.0%を直 接所有 被所有 0.0%	運航サービスの利用	(注4) 運航サービス 利用料の支払	120	-	-
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	(注5) 学校法人 永守学園	当社役員永守重 信が理事長を兼 務 被所有 0.0%	間接業務の受託 出向契約	(注2) 業務受託収入 (注6) 出向者給与の受取	13 48	未収入金	5

- (注) 1. 当社代表取締役会長である永守重信が代表理事を兼任しております。
 - 2. 業務受託収入については、両者協議の上で締結した業務委託契約に基づき決定しております。
 - 3. 当社代表取締役会長である永守重信が代表社員を兼任しております。
 - 4. 取引条件は、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
 - 5. 当社代表取締役会長である永守重信が理事長を兼任しております。
 - 6. 出向者給与については、両者協議の上で締結した出向契約に基づき決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の所 (被所有) 書		関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	タイ日本電産㈱	直接 99.	9%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	18, 719	短期借入金	57, 581
子会社	シンガポール日本電産㈱	直接 100.	0%	当社製品の販売 役員の兼任	モータの売上	28, 554	売掛金	7, 940
子会社	日本電産(香港)有限公司	直接 100.	0%	当社製品の販売 役員の兼任	モータの売上	40, 712	売掛金	6, 565
子会社	ドイツ日本電 産モーターズ アンド アク チュエーター ズ侑	直接 100.	0%	当社製品の販売 役員の兼任	モータの売上 ロイヤリティの 受取	34, 293 238	売掛金	14, 803
子会社	日本電産自動 車モータ(浙 江)有限公司	直接 76. 関接 23.	9% 1%	日本電産自動車モータ (浙江)有限公司 製品の購入 役員の兼任	モータの仕入	20, 261	買掛金	4, 746
子会社	日本電産(大連)有限公司	直接 100.	0%	日本電産(大連)有限公司 製品の購入 役員の兼任	モータの仕入	20, 212	買掛金	5, 675
子会社	日本電産精密 馬達科技(東 莞)有限公司	間接 100.	0%	日本電産精密馬達科技 (東莞)有限公司 製品の購入	モータの仕入	28, 431	買掛金	3, 744
子会社	フィリピン日本電産㈱	直接 99.	9%	フィリピン日本電産㈱ 製品の購入 役員の兼任	モータの仕入	24, 732	買掛金	8, 280
子会社	日本電産コパル電子㈱	直接 100.	0%	資金の預り 役員の兼任	CMS取引 (借入)	1, 735	預り金	12, 465

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本電産アメ リカ・ホール ディング(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	27, 684	短期貸付金	27, 684
子会社	日本電産ヨーロッパ㈱	直接 100.0%	資金の貸付 増資の引受 役員の兼任	資金の貸付 CMS取引 (貸付) (注5) 増資の引受	15, 430 2, 184 61, 745	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 関係会社 出資金	21, 259 58, 787 240, 228
子会社	NIDEC do Brasil Comercio e Industria Ltda.	直接 99.9%	出資の引受	(注6) 出資の引受	36, 017	関係会社 出資金	36, 017
子会社	日電産(上海)管理有限公司	直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	CMS取引 (借入)	8, 286	短期借入金	20, 362

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社に対する製品取引の条件は、当社の購買基本規程、販売管理規程に基づくものであり、他の取引先 と同一であります。

- 3. 上記各社に対する資金の貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案した契約に基づき合理的に決定しておりま
- 4. 当社は、CMS(キャッシュマネジメントシステム)を導入しており、CMS取引の実態を明瞭に開示するために、 取引金額は純額表示しております。
- 5. 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。
- 6. 出資の引受は、増資による出資を全額引き受けたものです。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産

493円19銭

2. 1株当たり当期純利益

52円74銭 (注) 1. 1株当たり純資産の算定及び1株当たり当期純利益の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託 が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式総数及び期中平均発行済株式 総数から当該株式数を控除しております。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当 該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり情報を算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

日本電産株式会社 取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員員業務執行社員業務執行社員

公認会計士 中村 源 印

員 公認会計士 山 本 剛 即

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本電産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、 実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業 の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は 継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会 社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成 及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査 人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合は その内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年 5 月25日 日本電産株式会社 監査役会

常 勤 監 查 役 村 上 和 也 ⑨ 常 勤 監 查 役 落 合 裕 之 ⑩ 監 查 役 (社外) 長 友 英 資 ⑬ 監 查 役 (社外) 渡 邊 純 子 ⑩

監査役(社外)中根猛印